

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成27年4月24日
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石井 峯夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年4月28日に提出いたしました第41期（自平成25年2月1日至平成26年1月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記評価の結果、当社代表取締役会長兼社長石井峯夫は、平成26年1月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、連結子会社であるJPN, INC.において、交際費の異常値を認識したことから、不適切な会計処理が行われている懸念があったため、平成26年12月25日付で内部調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。

その結果、当社元常務取締役及びJPN, INC.元取締役社長が共謀のうえ、JPN, INC.において、利益配分を目的としてJPN, INC.と同業の現地法人を設立し、製造発注したことに伴い、本来JPN, INC.に帰属すべき利益の流出（偽造領収書及び私的遊興費の領収書を使用した交際費精算金の着服、使途不明金の出金の着服）内規程上支給対象とならない賞与の受給、という不正行為の事実が確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年1月期第3四半期から平成27年1月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社の全社的な内部統制において、コンプライアンスの徹底が十分でなかったこと、当社のグループ各社に対するモニタリング体制が不十分であったことにより発生したものと認識しております。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進し、内部統制の改善及び充実を図り、法令遵守の徹底に努めてまいります。

(1) コーポレート・ガバナンスの機能強化

取締役の業務執行に対する監督機能の強化、経営の透明性の向上を図ってまいります。また、全社を挙げてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成し、組織間の相互牽制機能の強化を図ります。

(2) 子会社の管理体制の見直し

複数名の当社役員が関係会社の役員を兼務するとともに、役員の職責及び権限の明確化、子会社の内部統制の見直し、関係会社での経営会議等の定期開催、定期的な監査の実施を図り今後も継続的に実施してまいります。

(3) コンプライアンス意識の徹底

役職員に対する教育、研修の質を高め、コンプライアンス意識を向上させてまいります。

以上